

第7回 浜田市農業委員会総会会議録

日時：令和6年8月28日（水）9：30～10：05

場所：浜田市役所 4階 講堂ABC

1 出席委員

【農業委員】（13名）

1番 中 田 善 喜	2番 佐々木 京 子	6番 原 田 義 一	7番 野 上 省 三
8番 皆 本 浩 己	9番 豊 田 知 世	10番 川 神 昌 暢	11番 河 上 昭 二
14番 岩 谷 淳 志	15番 藤 若 裕 香	16番 三 浦 寿 紀	18番 玉 田 一
19番 南 谷 勇			

【農地利用最適化推進委員】（14名）

1番 河 野 恒 弘	2番 永 見 繁 廣	3番 河 西 堅	4番 小松原 常 雄
5番 永 見 昌 之	7番 領 家 悟	10番 大 谷 数 義	11番 長 野 昭 三
12番 高 橋 久美子	13番 橋 本 安 延	15番 河 崎 健	16番 野 村 明 治
18番 串 崎 美 之	19番 大 森 一 利		

2 欠席委員

【農業委員】大崎健太、高橋伸幸、岡本健治、青葉 真、稲田勝志、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】近重 邦昭、道下 文男、永見 孔、田村 邦磨

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本農地係長

【農林振興課】松本会計年度任用職員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1)開会

(2)議案

5 そ の 他

6 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	本日、欠席の報告がありました農業委員は、3番大崎委員、4番 高橋委員、5番 岡本委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、17番 柿元委員、以上6名から欠席の報告がありました。 農業委員の出席は、現在13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。 なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、1番 近重委員、6番 道下委員、8番 永見孔委員、14番 田村委員、以上4名から欠席の報告がありました。
議 長	事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第7回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 続いて、浜田市農業委員会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。18番：玉田委員、19番：南谷委員、よろしくお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。 それでは、次第の1番目「議案」です。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められています。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、4件、8筆、12,861 m²」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和6年8月30日から令和6年9月12日までの14日間」、開始日を「令和6年9月1日以降」とされています。 事前質問はありませんでした。ご審議よろしくお願いします。
議 長	議第1号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手 全員 です。承認いたします。 続きまして議第2号 農地法第4条の規定による許可申請は、1件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「5号」について説明します。場所は、国府小学校から約575m東の、町内は下府町3町内になります。申請は、畑、129㎡で、転用目的は、始末書も提出されていますが、居宅横の地目畑に昭和48年頃に倉庫を建築された案件です。資金証明は転用済であるため、提出されていません。被害防止対策等につきましては、周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情があった場合は誠意を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 事前質問はありませんでした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「5号」につきまして、「1番 河野委員」をお願いします。
河野委員	事務局の説明がありましたが、始末書の提出もありました。問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。 第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	挙手、 多数 です。承認いたします。 続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請は4件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「16号」について説明します。場所は、長浜小学校から約550m西南西の、長浜2町内です。申請は、畑、228㎡です。転用目的は、提出された顛末書によると、もともと隣接する宅地に建築されていた家屋の一部を解体し、そこに居宅を改築したところ、従来の建物より大きくなったことから、農地に越

境したことが判明し、改めて 5 条の届出をされたものです。資金証明は改築のための融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、周囲は自己所有地であり、周辺への影響はない万一異議被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第 2 種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「17 号」について説明します。場所は、国府小学校から約 75m 東の、唐鐘 1 町内です。申請は、畑、252 m²です。転用目的は、今後、駐車場としての転用で、既に建物が建っていたということで顛末書が提出されています。今回、土地の所有権移転を行い、建築物を解体後、駐車場として利用されるということです。資金証明として、残高証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、万一異議被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合い、責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第 3 種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「18 号」につきましては、委員さんに現地確認をしていただきましたが、8 月 23 日に取下げ願が提出されました。

「19 号」について説明します。場所は、久代公民館から約 650m 西の町内は久代町 1 町内になります。申請は、畑、329 m²です。転用目的は、個人住宅の建築です。始末書の提出もありますが、もともと農地に、煙草の乾燥小屋、及び、車庫倉庫を建築しおられ、この度、親族が住宅を新築しようとしたところ、農地であることが判明したものです。資金証明として融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、工事に際しては、近隣農地に被害のないよう充分注意して行います。生活廃水は合併浄化槽を通じ道路側溝へ流すので周辺への影響はありません、と申請されています。許可の判断は、第 2 種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「20 号」について説明します。場所は、三保まちづくりセンターから約 550 m 西の町内は古市場 古湊東になります。申請は、畑、268 m²です。転用目的は、駐車場としての利用です。始末書の提出がありますが、市道が拡張され

	たのちに駐車場として整備され、農地法の手続きがされていなかったことが判明したものです。資金証明は、転用済みのため提出はありません。被害防止対策等につきましては、対策には万全を期し、周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いのうえ、申請人において責任をもってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 事前質問はありませんでした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「16号」につきまして、「6番 原田委員」をお願いします。
原田委員	事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議 長	「17号」「19号」につきまして、「1番 河野委員」をお願いします。
河野委員	先般、農業委員と事務局で現地確認を行いました。それぞれ顛末書等も提出されております。よろしくお願いいたします。
議 長	「20号」につきまして、「8番 皆本委員」をお願いします。
皆本委員	先日、農業委員と事務局で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	「19号」につきまして、始末書の日付が訂正されています。いつ提出され、訂正はだれがされたのか、お聞きします。
事務局	始末書の提出は、後日提出されました。日付の訂正につきましては、提出されたときに、申請書に合わせる形で、窓口で訂正したものでございます。
議 長	それでは、採決に入ります。 第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	挙手、 多数 です。承認といたします。 続きまして、議第5号転用統制外証明願（非農地証明願）は4件です。事務局の説明をお願いします。

事務局	「10 号」について説明します。場所は、和田まちづくりセンターから約 1,200m 北の本郷 下本郷町内です。非農地証明の対象農地は、田及び畑 14 筆、合計 7,331 m²で、昭和 55 年頃から平成 10 年頃にかけてから耕作放棄となり、現況山林原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、いずれも農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。 「11 号」について説明します。場所は、国府小学校から約 575m 東の町内は下府町 5 町内になります。非農地証明の対象農地は、畑、303 m²で、昭和 46 年月日不詳から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、証明可能と判断しました。 「12 号」について説明します。場所は、弥栄小学校から約 2,250m 西の門田町内になります。非農地証明の対象農地は、田及び畑 12 筆、合計 3,240 m²で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、いずれも農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。 「13 号」について説明します。場所は、杵束まちづくりセンターから約 5,300m 南の田野原町内になります。非農地証明の対象農地は、田及び畑 27 筆、計 16,553.91 m²で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況雑種地山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、いずれも農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。 事前質問はありませんでした。 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。 「10 号」につきまして、「14 番 岩谷委員」をお願いします。
岩谷委員	8 月 9 日に担当委員と事務局で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりでございます。耕作は不可能だと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	「11 号」につきまして、「1 番 河野委員」をお願いします。
河野委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。
議 長	「12 号」につきまして、「4 番 小松原委員」をお願いします。
小松原委員	現地確認は、委員と事務局とで行いました。写真を見ていただくとわかる

	ように、山林となっており再生は困難であろうと思います。
議 長	「13 号」につきまして、「16 番 三浦委員 または 野村委員」お願いします。
三浦委員	現地確認を行いました。ご両親がご健在のうちは耕作をしておられました が、その後は耕作放棄となっており、現況はこのような状態でございます。
議 長	その他、皆様方からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 ないようですので、採決に入ります。 転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員 の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、 全員 です。承認いたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 その他、事務局からありましたらお願いいたします。
事務局	今回はありません。
議 長	その他、無いようですので、以上を持ちまして、第 7 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 05 分